

令和6年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課）

項目名	電力広域的運営推進機関が行う金銭貸付業の収益事業からの除外											
税目	法人税 法人税法施行令第5条第3項											
要望の内容	<p>電力広域的運営推進機関（以下、電力広域機関）が広域系統整備計画を実施する事業者に対して行う金銭貸付（電気事業法第二十八条の四十第一項第五号の三に掲げる業務として行う金銭貸付業）について、法人税法施行令第5条第3項に規定する「金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの」に追加し、収益事業に該当する金銭貸付業から除外する。</p> <table border="1" data-bbox="890 831 1487 999"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>精査中</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（－</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（－</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	精査中	百万円	（制度自体の減収額）	（－	百万円）	（改正増減収額）	（－	百万円）
平年度の減収見込額	精査中	百万円										
（制度自体の減収額）	（－	百万円）										
（改正増減収額）	（－	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>再生可能エネルギーの大量導入や電力の安定供給確保に必要な大規模系統整備を実現するため、多額の資金及び長期の整備期間を要する大規模連系線の増強に係る資金調達環境を整備し、我が国における大規模電力系統整備を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>2050年カーボンニュートラル実現も見据え、再生可能エネルギーの大量導入や電力供給網のレジリエンス強化を推進するためには、長期の整備期間を要する大規模な連系線の増強が必要。このため、電力広域機関は2023年3月に「広域連系系統のマスタープラン」を策定し、今後、将来の系統整備計画を具体化していく方針。</p> <p>このような全国での系統整備は、同マスタープランの試算によれば総額6～7兆円もの大規模事業となることが見込まれるが、多額の費用を要し、事業期間も長期に及ぶこと等により、民間事業者だけで長期間にわたり多額の資金を調達することは困難。このため、特に重要性の高い系統整備については、建設段階において当該計画の実現可能性を高めるため、民間事業者の円滑な資金調達が可能とするための環境整備が必要。こうした状況を踏まえ、第211回通常国会で成立した「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」に基づき、電力広域機関の業務に、系統増強に係る建設資金の貸付業務を追加することとした。</p> <p>電力広域機関が電気事業法に基づき実施する貸付は、電力の安定供給及び再生可能エネルギー大量導入の観点から公共性が高いと経済産業大臣が認定する系統整備事業にのみ実施するものである。すなわち、電力広域機関の収益性を目的とするものではなく、極めて公共性の高い業務である。このため、電力広域機関が広域系統整備計画を実施する事業者に対して実施する金銭貸付について、法人税法施行令において収益事業に該当しない金銭貸付業として位置付ける。</p>											

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進</p> <p>○改正電気事業法（第二十八条の四十九・第二十八条の四十）（整備等計画の認定）</p> <p>第二十八条の四十九 広域系統整備計画（前条第三項又は第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に定められた電気工作物であつて経済産業省令で定める規模以上のものの整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者又は送電事業者は、単独で又は共同して、その整備又は更新に関する計画（以下「整備等計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（業務）</p> <p>第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～五の二（略）</p> <p>五の三 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、第二十八条の五十第一項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第二項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。</p> <p>○GX 実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）</p> <p>2. エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組</p> <p>5) カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備</p> <p>マスタープランに基づき、費用便益分析を行い、地元理解を得つつ、道路、鉄道網などのインフラの活用も検討しながら、全国規模での系統整備や海底直流送電の整備を進める。地域間を結ぶ系統については、今後10年間程度で、過去10年間と比べて8倍以上の規模で整備を加速すべく取り組み、北海道からの海底直流送電については、2030年度を目指して整備を進める。さらに、系統整備に必要な資金調達を円滑化する仕組みの整備を進める。</p>
		政策の達成目標	広域連系システムのマスタープランに基づき、我が国における大規模電力系統整備を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定めなし
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	電力広域機関は、2050年カーボンニュートラル実現も見据えた将来的な電力系統の絵姿として、2023年3月にマスタープランを策定した。今後、マスタープランを踏まえて整備内容を具体化し、個別の計画を策定しながら、中長期的に複数の計画に基づく系統整備を行っていく。現時点では、このうち最初の計画として、北海道と本州をつなぐ海底直流送電網等の整備計画の具体化を進めている。

	有効性	要望の措置の適用見込み	現時点で電力広域機関から民間事業者への金銭貸付が予定されている計画は1件（北海道～本州間の海底直流送電） 今後、その他の地域においても計画策定が完了次第、系統整備が進んでいくものと見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本制度の措置により、広域系統整備計画を実施する民間事業者の資金調達が円滑に進むことで、大規模系統整備の促進に繋がる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	電力広域機関による金銭貸付は、電気事業法に基づく電力の安定供給及び再生可能エネルギー大量導入の観点から公共性が高いとして経済産業大臣による認定を受けた整備事業者を対象を限定して実施されることとしており、公共性の観点から著しく効果が見込まれる系統整備に限定して支援を行うための制度設計がなされている。		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—